

三田市選挙管理委員会告示第40号

三田市条例制定（改廃）請求者署名簿の縦覧の期間及び場所について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条の2第3項の規定により、三田市条例制定（改廃）請求者署名簿の縦覧の期間及び場所を次のとおり定める。

平成23年6月13日

三田市選挙管理委員会
委員長 新谷 隆博

記

1 期間

平成23年6月14日（火）から平成23年6月20日（月）
午前9時00分から午後5時30分まで

2 場所

三田市三輪2丁目1番1号
三田市役所 北庁舎2階会議室